

第1期 松山衛生事務組合 温暖化対策実行計画

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）

2021（令和3）年3月

松山衛生事務組合

■ 目次

1. 背景	1
2. 基本的事項.....	1
(1) 目的	1
(2) 対象とする範囲	2
(3) 温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガス	2
(4) 基準年度・計画期間	2
3. 温室効果ガスの排出状況.....	2
(1) 「温室効果ガス総排出量」の推移（現状）	2
(2) 温室効果ガスの排出削減目標	3
4. 目標達成に向けた取組	3
(1) 取組の基本方針	3
(2) 具体的な取組内容.....	3
5. 進捗管理体制と進捗状況の公表	4
(1) 推進体制	4
(2) 点検・評価.....	4
(3) 進捗状況の公表	4

1. 背景

近年、気候変動が原因の 1 つと考えられる異常気象が世界各地で発生しており、気候変動対策を進めることは、世界全体の喫緊の課題となっています。

国際的な動きとしては、2015 年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016 年 11 月に発効しました。

パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前より 2.0℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続することを定めています。また、そのために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を目指すことなども定められています。

我が国では、1998 年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、都道府県及び市町村が、単独で又は共同して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置などに取り組むよう義務づけられています。

また、2016 年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

さらに、2019 年 6 月には、パリ協定で策定が求められている、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。その中で、我が国は、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すとしています。

上記を踏まえ、本組合においても、公用車使用頻度の削減を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

2. 基本的事項

（1）目的

松山衛生事務組合温暖化対策実行計画（以下「温暖化対策実行計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

温暖化対策実行計画の対象範囲は、本組合の全ての事務・事業とします。

温室効果ガス総排出量を算定する対象施設は、次のとおりとします。

施設名	施設主管課
松山衛生 e c o センター	事務局

(3) 温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガス

ガスの種類	排出源	温室効果ガスの排出量算出の根拠
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼	ガソリン、灯油、A 重油、LP ガス
	電気の使用	電気使用量
メタン (CH ₄)	下水の処理	し尿処理量
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水の処理	し尿処理量

(4) 基準年度・計画期間

基準年度は、2013 年度とします。

2021 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。ただし、計画の進捗状況を検証し、おおむね 5 年を目途に計画の見直しを行うものとします。

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」の推移（現状）

本組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度において、次のとおりとなっています。

区分		単位	活動量	排出量
燃料	ガソリンの使用	L	275.0	0.6 (tCO ₂ /L)
	灯油の使用	L	90.0	0.2 (tCO ₂ /L)
	軽油の使用	L	610.0	1.6 (tCO ₂ /L)
	LP ガスの使用	Kg	457.0	1.4 (tCO ₂ /kg)
電気使用量		kwh	4,019,138.0	2,230.6 (tCO ₂ /kwh)
し尿処理量		m ³	141,675.0	5.4 (tCH ₄ /m ³)
				0.1 (tN ₂ O/m ³)

（２）温室効果ガスの排出削減目標

温暖化対策計画等を踏まえて、本組合の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を設定します。目標年度（2030 年度）に、基準年度（2013 年度）比で 40%削減することを目標とします。

4. 目標達成に向けた取組

（１）取組の基本方針

温室効果ガスの主な排出要因である、電気使用量とガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

（２）具体的な取組内容

①施設設備などの運用改善

現在保有している施設設備などの運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・ 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

②施設設備などの更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備などを更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備などを導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・ 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・ 街路灯や防犯灯の LED 化を進めます。

③グリーン購入、グリーン契約などの推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

④職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー、節電などの取組を定着させます。

- ・ 温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ・ 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・ 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・ 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ・ アイドリングストップを行うことに努めます。
- ・ 車両ごとに、走行距離、給油量などを記録し、適正な利用管理に努めます。
- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。

5. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

「推進本部」「推進担当者」を設け、実行計画の着実な推進と進行管理を行います。

①推進本部（事務局）

事務局長を本部長とし、実行計画の策定、見直し及び実行計画の推進点検を行います。

②推進担当者

各施設に1人以上の「推進担当者」を置き、実行計画の総合的な推進を図ります。

(2) 点検・評価

①推進担当者は、年度終了後、使用エネルギー量を点検します。

②推進本部は、推進担当者が点検した排出量を集計、分析し、達成状況について点検します。

③推進本部長は、温室効果ガス排出量の集計結果を、組合全体、施設ごとに過去の実績との比較の観点から評価します。

(3) 進捗状況の公表

温暖化対策実行計画の進捗状況は、松山衛生事務組合ホームページで公表します。